

千代田区談合情報取扱要綱

平成11年 3 月12日10千総経発第876号

（目的）

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）発注の契約に係る談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対する取扱を定め、もって区が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要綱は、区が発注する契約のうち、競争入札（見積書による競争を含み、以下「入札」という。）によるものに適用する。

（千代田区談合情報検討委員会の設置）

第3条 談合情報に的確に対応するため、千代田区談合情報検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、千代田区指名業者選定委員会規程（昭和47年 7 月 1 日訓令甲第 8 号）第 2 条に規定する委員長及び委員をもって構成し、同委員長をもって委員長とする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会の庶務は、政策経営部契約課において処理する。

（談合情報に対する取扱）

第4条 契約担当者（千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第 2 号）第 2 条で定める契約担当者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する談合情報を受けたときは、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）のうち、政策経営部長が事情を聴取する必要があると認めたものから、事情を聴取し、聴取結果について、事情聴取書（別記第 1 号様式）を作成するものとする。

（1） 情報提供者が確認されている情報

（2） 内容証明郵便による情報

（3） 面接による情報

（4） 報道機関からの情報

（5） 上記以外の情報で落札予定者を予告する情報

2 契約担当者は、前項の規定による事情聴取を終了したときは、当該入札の執行の是非について議案書（別記第 2 号様式）により、委員会に付議しなければならない。

3 契約担当者は、第 1 項各号の談合情報を受けたときは、政策経営部長を通じ、当該談合情報を

報告書（別記第3号様式）により、公正取引委員会に連絡するものとする。

- 4 第1項各号の情報以外の談合情報を受けたときは、契約担当者は政策経営部長の意見を聴いて、必要と認めるときは第1項及び第2項の規定に準じ、事情聴取を実施する。

（入札の執行）

第5条 契約担当者は、委員会が審議した結果、当該入札を執行して差し支えないと判断したときは、入札参加者のうち必要があると認められるものから誓約書（別記第4号様式）を徴し、当該入札を執行するものとする。

- 2 契約担当者は、委員会が審議した結果、入札を執行すべきでないと判断したときは、入札を取り止めなければならない。

- 3 入札後に談合の事実が発覚した場合は、契約担当者は、第4条に準じ、契約解除の是非について、委員会に付議する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、談合情報の取扱いに関し必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月12日から施行する。

附 則（平成14年4月1日14千総経発第19号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月22日21千政契担発第5号）

この要綱は、平成21年4月22日から施行する。

附 則（平成24年3月19日23千政契担発第392号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（略）